

判断

大会の「黒字」「赤字」定義は？

オリンピックの大会運営が黒字になる、あるいは赤字になるとは、具体的にどういったことだろうか。定義はいろいろあり得るが、黒字が出た場合、その余剰金をどのように活用するかは、オリンピック憲章によって決められているのである。



1984年ロサンゼルス五輪の組織委員会委員長を務めたピーター・ユベロス氏(UPI・共同)

のはっきりした考え方は、大会の黒字と赤字の定義が異なる点に注意が必要だ。民間から招聘された組織委員会のピーター・ユベロス委員長の下、企業からのスポンサー料やテレビ放映権料、チケット収入など、民間資金で運営することになったのである。

補助金の原資は税金だから、収入として補助金が組み込まれている場合、組織委員会の収支が黒字になったとしても、それは民間企業の黒字とは意味が違ってくる。五輪の組織委員会が、民間企業と同じ意味での黒字を出す可能性を持ったのは、一九八四年のロサンゼルス五輪からである。この大会では、ロサンゼルス市民が大会への税金の投入を認めず、民間資金で運営することになったのである。

会は、法下、以下、開催国、(IOC)の、そして、職委員会活動がら

(スポーツライター・小川勝)

に、残りの40%で、少女のスポーツ振興を図る「ロサンゼルス・アマチュア・アスレチック財団」が設立されている。組織委員会の収入として、東京都からの税金があった六四年の東京五輪も、組織委員会の収支としては七億五千万円の黒字だった。これは大会後、スポーツ施設の建設資金に充てるために、財団法人スポーツ振興資金財団に寄付されている。

こならず

それが嫌でたまらなかつた。いつも下を向いている。それがその遠征で、バルセロナ背泳ぎ代表の稲田法子日本記録を出しました。さらしたにもかかわらず、一年の選手の力泳を目的として、自分は何をやっているんだらう、と目が覚めればバルセロナ五輪前年、正に参加したころの私は、その時のフレッシュな思い出し、五輪以降を泳ぐことが楽しいと、泳ぐことが楽しいと思えたのもこの時で

原日登美

古賀 稔彦

高橋 尚子

す。その結果、2年後のアトランタ五輪にも出場できまされた。代表から外れて自らを客観視できたからこそ、多くのことに気付けたのだと思います。

渡部選手は20歳。まだまだ伸びる年齢です。リオデジャネイロ五輪女子200m平泳ぎ金メダルの金藤理絵選手は、長く続けたからこそ27歳で頂点に立てました。苦しかった経験は決して無駄にはなりません。東京五輪でも女子のエースになれる力を持つ。来年は、より強くなった姿を見せてくれることを期待したいです。

(バルセロナ五輪競泳女子200m平泳ぎ金メダリスト)◇

「2020年への金言」は第2金曜日に掲載します。

日々論々

見張り塔から

メディアの今

選挙期間中の表現活動の主な役は、立候補者と報道機関だ。戦後の日本では、選挙運動(候補者の表現の自由)を原則禁止することにした。資金量の多寡によって情報に格差が生まれるのはよくないとして、可能な限り情報発信量を制限することにより、公正な選挙の実現という国家的利益を確保しようとした。戸別訪問を全面禁止するほか、ポスターや立会演説会も、選挙カーやはかきも、すべて厳しい制約の下、必要最小限のみが認められているにすぎない。

この不足分を補つため、二つの工夫が設けられた。一つは、政見放送(テレビやラジオ)や選挙広告(新聞)を政府丸抱えで実施することで、候補者の金銭的負担なく情報の伝達を図っている。全国津々浦々に新聞が行き渡り、どの家庭でも無料でテレビが見られる環境がある、日本ならではの制度だ。

そしてもう一つが、選挙報道(報道機関の表現の自由)



専修大教授・山田健太さん

深い分析、厳しい批判を

を可能な限り自由にして、十分な候補者情報等が行き渡るようにしている。前述の「マス」メディアであることと、もに、いわゆる本陣本党の紙面・番組作りが「評価」されている結果でもある。日本以外では、最初から支持政党などが決まっている国が少なく

ないために、当選予測報道の禁止など、制約がかかることが一般的だ。むしろ候補者の選挙活動の自由度が高く、日本とまったく逆パターンであることが分かる。これからは、選挙期間中、だからより慎重に選挙

選挙表現の自由

いる。一方で近年の法改正により、政治活動(政党の表現の自由)がどんどん拡大する傾向にあり、リアル社会でもネット上でも、流れる情報は政党発のものが急速に増えている。しかも、法律上許されな

選挙表現の自由を巡る流れ

1996年	衆議院選挙に小選挙区制を導入。政治活動の枠で政党の選挙表現の自由が拡大
2013年	インターネット上の選挙活動の一部解禁。一般市民の選挙表現活動が事実上初められて可能に(政党のみがバナー一広告が認められるなどの優遇や個人発信でSNSは禁止なども電子メールは禁止などのまま)
16年	選挙年齢引き下げで満18歳以上に選挙権が与えられ、同年齢以上は選挙表現の自由を獲得(有権者でない未成年や外国人には選挙表現の自由がないまま)
17年	国政や首長選挙では認められていたビラ配布が地方議員選でも解禁

過度に意識して、数量的平等性を必要以上に気にするなど遺憾がちな点では、本来、法が予定していた言論公共空間のあり方は実現しない。法の趣旨はむしろ自由の保障であって、報道機関はその社会的役割を果たすためにも、深い分析や厳しい批判による活

つて行う必要がある。もし法がそれを阻害しているのであれば、ただし書きの削除を含めて法の構造を見直す必要がある。(毎月第2火曜日掲載ですが、休刊日のため金曜日に掲載しました。津田大介さんの「見張り塔から」は選挙紙面のため第4火曜日掲載です)